

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部改正について

平成22年4月
人事・恩給局

1. 概要

今般、内閣官房に設置されている拉致問題対策本部事務局（平成21年10月13日閣議決定）において、事務次官に相当する内閣審議官を事務局長代理に充てることとされたところ。標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成21年内閣府令第2号。以下「府令」という。）第1条第4項においては、事務次官に相当する内閣審議官を列挙していることから、当該規定を改正し、「拉致問題に係る総合的な対策を機動的に推進するための本部及び関係府省の連絡会議の事務を掌理するもの」を追加するもの。

2. 府令の規定の趣旨

- 標準的な官職を定める政令（平成21年政令第30号。以下「政令」という。）及び府令においては、職制上の段階及び職務の種類に応じ、標準的な官職を定めているところ。
- 政令表一の項第三欄第一号においては、一般行政の職務の種類のうち、本省内部部局等に置かれる事務次官の属する職制上の段階について規定しているところであり、各府省の事務次官以外にも、内閣法制次長や人事院の事務総長等、事務次官に相当する官職について規定しているところ。
- この点、内閣官房に置かれる内閣審議官については、その指揮監督下の組織が政策課題の優先順位等に応じて柔軟に変更され、当該内閣審議官の担当分野ごとに職制上の段階が多少変化する場合があることから、「内閣審議官のうち内閣府令で定めるもの」と規定することで府令に委任し、各省の事務次官に相当する内閣審議官に限定し、それをもってその属する職制上の段階を規定しているところ。
- 具体的には、府令においては、人事院規則9-42（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）第2項において省名審議官と同等の号俸とされている内閣審議官を規定している。（中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部及び地域再生本部に関する事務の処理を掌理するもの、知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの並びに国家公務員制度改革推進本部の事務局次長に充てられたもの、郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等に関する事務の処理を掌理するもの）

3. 今般の改正の趣旨

- 内閣官房に設置されている拉致問題対策本部事務局（平成21年10月13日閣議決定）においては、同閣議決定及び拉致問題対策本部事務局（平成21年10月27日内閣総理大臣決定）において事務局長代理が設置されていたところであるが、これまで欠員となっていたところ。
- 今般、事務局長代理に充てられることとなる内閣審議官は、人事院規則9-42（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）第2項において、省名審議官と同等の号俸とされることとなったところ。
- これを踏まえ、事務次官に相当する内閣審議官を規定している府令第1条第4号を改正し、「拉致問題に係る総合的な対策を機動的に推進するための本部及び関係府省の連絡会議の事務を掌理するもの」を追加するもの。

4. その他

- 本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当することにより、意見公募は実施せずに、同法第43条第5項の規定に基づき、公示するもの。